

京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年2月3日

京都市教育委員会

教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第4号

京都市立学校施設使用規則の一部を改正する規則

京都市立学校施設使用規則の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号中「第10条第1項第1号ア」を「第11条第1項第1号」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）御池通沿道特別商業地区建築条例第1条に規定する目的に適合する場合その他地域のにぎわいの創出又は確保に資する用途に使用する場合

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(台帳の整備)

第13条 学校施設の使用に関することを明確にし、その管理の適正を図るため、学校施設使用台帳を備えるものとする。

2 学校施設使用台帳の整備に関する事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の京都市立学校施設使用規則の規定による学校施設の使用の許可の申請その他学校施設を使用するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(教育委員会事務局総務部総務課)